

第30回 福岡市屋外広告物審議会資料

報告資料 I 屋外広告物是正指導の事案について

令和7年11月19日

I. 報告の趣旨

- 屋外広告物法及び条例の理念である『良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止』を実現するため、無許可広告物のは正指導を実施している。
- は正指導に当たっては、口頭及び文書により指導を行っているが、対応がなされない広告主や広告業者等に対しては、除却の措置命令や氏名等公表のうち、刑事告発及び行政代執行を行うことになる。
- このたび、以下における事業者について、刑事告発及び行政代執行を実施する可能性が生じたため、報告するもの。

2. 是正指導対象者

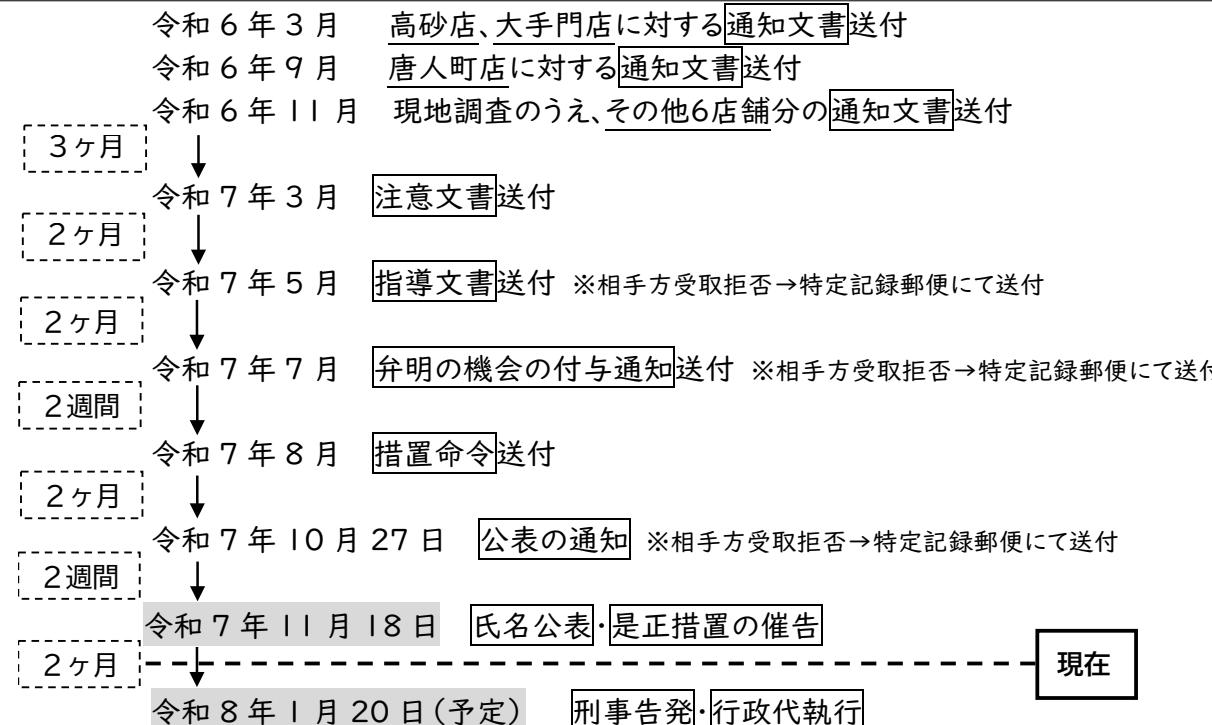
- 会社名：株式会社みなみ
- 店舗：質みなみ 二又瀬店 外7店舗
- 本店住所：福岡市東区菅松新町2番23号

	店舗名	住所		店舗名	住所
①	二又瀬店	東区菅松新町	⑤	唐人町店	中央区荒戸
②	千早駅前店	東区松崎	⑥	花畠店	南区屋形原
③	板付店	博多区板付	⑦	長尾店	城南区長尾
④	高砂店	中央区高砂	⑧	荒江店	早良区荒江

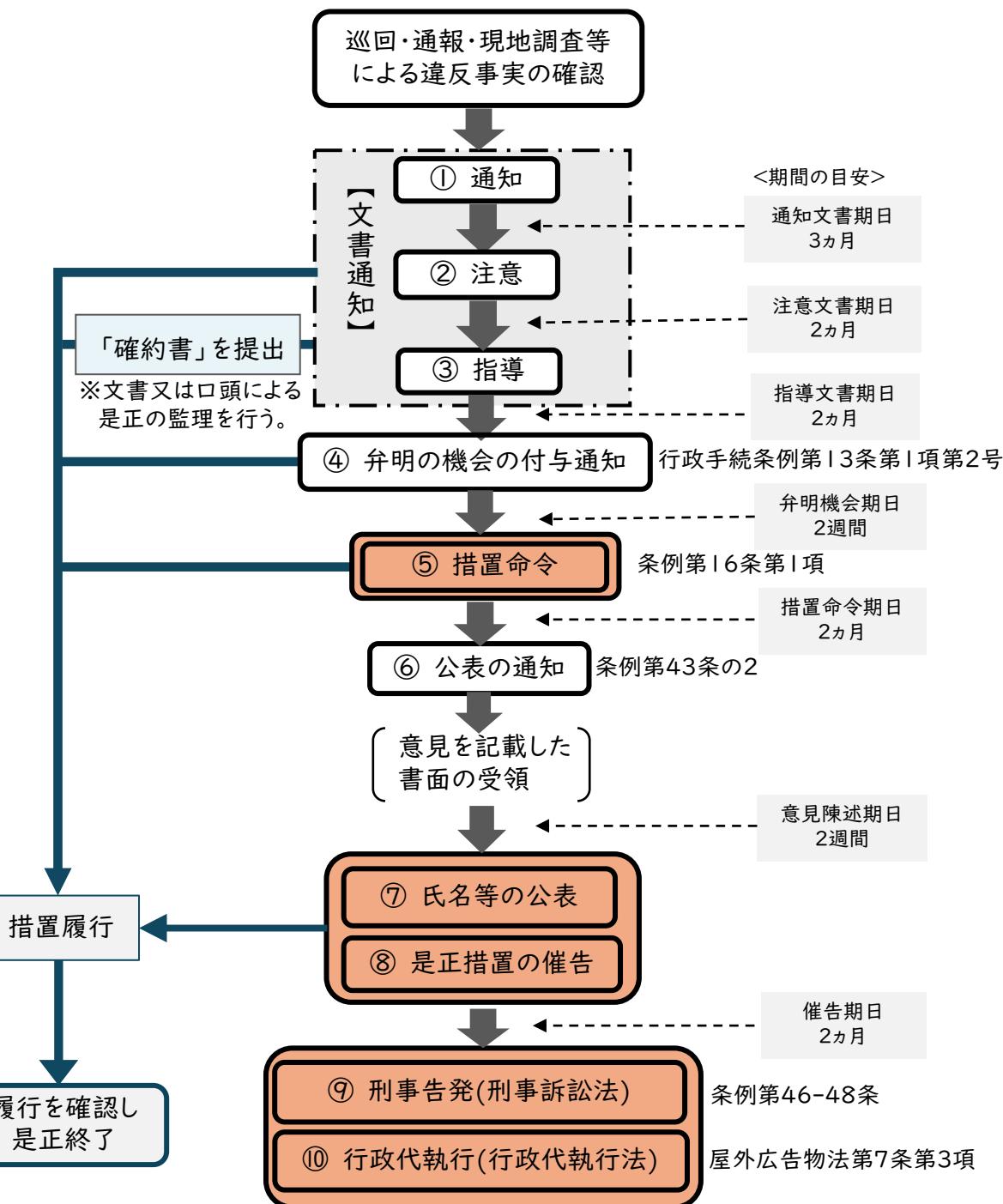
3. 事案概要

- 株式会社みなみは、市内に8店舗『質みなみ』を展開している。当該全店舗において、福岡市屋外広告物条例上の許可を受けていない状態で広告物を設置していたことが判明した。なお、現地調査による目視では、(告示に定める)規格基準についても不適合である可能性がある。
- これを受け、市は当該会社に対し、これまで口頭及び文書の両面から指導を続けてきたが、対応が得られない状況が続いている。
- そのため、福岡市において初めての手続きとなる『措置命令』及び『氏名公表』を実施したが、未だ当該会社からは反応が得られていない。
- このままは正対応が得られなければ、刑事告発及び行政代執行手続きを実施していく予定。

4. 指導履歴と今後の流れ



【参考】是正指導全体の流れ



<参考>質みなみ店舗写真

■二又瀬店(本店)



<適合していない可能性のある規格基準>
 ※地域区分:商業・沿道系地域
 ・壁面利用(設置)広告物
 壁面面積の1/3以下
 (壁面設置広告物については、50m²以内)

■唐人町店



<適合していない可能性のある規格基準>
 ※地域区分:商業・沿道系地域
 ・壁面利用(設置)広告物
 壁面面積の1/3以下
 (壁面設置広告物については、50m²以内)
 ・関係法令:道路占用許可無し

■荒江店



<適合していない可能性のある規格基準>
 ※地域区分:商業・沿道系地域
 ・壁面利用(設置)広告物
 壁面面積の1/3以下
 (壁面設置広告物については、50m²以内)

■板付店



<適合していない可能性のある規格基準>
 ※地域区分:商業・沿道系地域
 ・壁面利用(設置)広告物
 壁面面積の1/3以下
 (壁面設置広告物については、50m²以内)

<参考>屋外広告物規格基準

商業・沿道系地域 にぎわいある景観づくりを進める地域

特性

商業活動等が積極的に営まれ、にぎわいのある景観づくりを進めるとともに、これと調和した居住環境のもと、市民の生活が営まれている地域

対象地域

第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（都心部・空港周辺地域を除く）
 特定流通業務施設区域（※1）



※1:市街化調整区域において、都市計画法第34条第14号の規定に基づき市長が定めた特定流通業務施設を設置することができる区域。

壁面利用広告物

壁面1面あたりの合計面積: 壁面面積の1/3以下

壁面設置広告物

壁面1面あたりの合計面積:

（壁面面積1,000m²未満の場合）壁面面積の1/3以下かつ50m²以内
 （壁面面積1,000m²以上の場合）壁面面積の1/20以下

※分類について
 壁面利用広告物には次のような種類があります
 壁面利用広告物

- 壁面設置広告物(広告板)
- 広告幕
- 直接塗り付けるもの
- シート状のものなど

屋上設置広告物

高さ: 建物高さの2/3以下、かつ
 地上から51m以下

総面積: 50m²以内



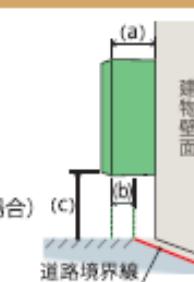
突出広告物

出幅: (a) 建物壁面より1.5m以内
 かつ
 (b) 道路境界線より0.8m以内(歩道上は1m以内)

地上から下端までの高さ(c):

（道路上）4.5m以上(歩道上は2.5m以上)
 （敷地内）2.5m以上(広告物の下部を通行可能な場合)

面積(1個当たり): 20m²以内



地上設置広告物

地上からの高さ: 20m以下
 地上から下端までの高さ: 2.5m以上(広告物の下部を通行可能な場合)

面積(1個当たり): 50m²以内

発光可変表示式広告物

面積、高さなど: 広告物種別による。
 薄度: 周辺環境に配慮したものとする。
 点滅速度: 緩やかにする。
 交差点部における規格: P.10 のとおり

電柱類を利用するもの /立看板/はり紙・はり札の類

P.9「各地区に共通した規格基準」
 のとおり